

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和6（2024）年度第1回みよし市下水道事業経営審議会		
開催日時	令和6（2024）年6月4日（火） 午前10時25分から午前11時44分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4・5		
出席者	(会長) 村松幸廣 (副会長) 原田峻平 (委員) 丸地弘泰、林正樹、岡本ふみよ、安本順子、 加藤哲司、坂田浩己、清水銘次 (事務局) 成田都市建設部部长、舟橋都市建設部次長、 石川都市建設部都市整備専門監、一野副主幹、山岸主査 (欠席) 増岡万里子委員		
次回開催予定日	令和7（2025）年10月頃		
問合せ先	都市建設部下水道課 一野 電話 0561-32-8022 ファクシミリ 0561-34-4429 メール gesuido@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要旨	要約した理由	—
審議経過	<次第> 1 開会 2 議事 (1) これまでの経営審議会の内容について (2) 答申案について 3 市長への答申 4 閉会  会議録は別紙のとおり		

会議録

開会	
石川専門監	<p>それでは、定刻より若干早いですけど、ただいまから令和6年度第1回みよし市下水道事業経営審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱の規定に基づきまして公開とさせていただきます。本日、傍聴の方はいらっしゃいませんでした。</p> <p>また、本日の出席委員は9名でございますので、審議会運営要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>なお、増岡委員におかれましては、欠席の連絡を受けておりますので、御報告といたします。</p> <p>初めに、このたび新たに4名の方にみよし市下水道事業経営審議会委員をお願いすることになりましたので、紹介させていただきます。</p> <p>本日、お手元に配付させていただきました委員名簿を御覧いただきたいと思います。</p> <p>新たに委員として委嘱させていただく4名の方は、</p> <p>区長会代表、林正樹様。</p> <p>子育てクラブ連絡協議会代表、安本順子様。</p> <p>みよし商工会代表、加藤哲司様。</p> <p>みよし市工業経済界代表、坂田浩己様。</p>
石川専門監	<p>本来であれば、委員お一人お一人に御挨拶をいただきまして、委嘱状を交付させていただくところでございますけど、時間の都合により、新たに委員になられた方には机上にて委嘱状を交付させていただいております。御了承ください。</p> <p>また、事務局におきましては人事異動がありましたので、委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、村松会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
村松会長	<p>今日はお天気に恵まれているということでございますけれども、ただちょっと気温が上がってくるのではないかなというふうに思っています。</p> <p>昨日、最近、特にゲリラ豪雨といいますか、関東でも相当降って、飛騨のほうの飛騨川も水位が増して、洪水になるのではないかなというおそれがありました。非常に温暖化がどんどん進んでいると、我々が感じている以上に進んでいるんじゃないかなと、今年の夏もすごく暑くなるのではないかなと思います。電気代もまた上がっていくのではないかなと思いますし、こういう中で下水道の財政的な問題をいつまでも放っておくわけにはいかないので、今日は議論をさせていただいて、一定の方向をきちっと決めていきたいというふうに思いますので、委員の先生方に忌憚のない意見をいただきたいと思っております。</p> <p>また、事務局も非常に、資料を作るのも大変だったと思っておりますけれども、質問があれば質問に答えていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p>
石川専門監	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思いますが、審議会運営要綱第4条第4項の規定により、会長が会の進行をすることとなっておりますので、村松会長、進行をお願いいたします。</p>
村松会長	<p>それでは、進行させていただければというふうに思っています。</p> <p>まずは議事1ですけれども、これまでの経営審議会の内容について、事務局から説明</p>

	<p>をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>一野副主幹</p>	<p>事前にお送りさせていただきました、こちらのマンホールのついた資料をご覧ください。</p> <p>表紙から1枚おめくりいただきまして、資料の3ページを御覧ください。</p> <p>議事1、これまでの経営審議会の内容について、簡単にではありますが、説明させていただきます。</p> <p>第1回の審議会では、下水道事業の経営状況と使用料改定の必要性について説明させていただきました。一般会計からの繰入金のうち、基準外の繰入金は法適化後、初年度を除いて毎年3億円から4億円程度となっております。</p> <p>次の4ページをお願いいたします。</p> <p>現在の下水道使用料の体系は、基本使用料が2か月で1,800円、使用水量が20m<sup>3</sup>を超えた分に超過料金がかかり、その区分は5段階となっております。なお、消費税の改定を除くと、平成15年が最後の改定となっております。</p> <p>次の5ページをお願いいたします。</p> <p>国土交通省は、社会資本整備総合交付金における重点配分の考え方として、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が立米当たり150円未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は交付対象外となることを示しております。</p> <p>みよし市は令和6年度から重点事業である広域化事業を実施していますが、この3つの条件全てを満たしておりません。令和7年度以降も交付金を受け取るためには、令和7年4月の使用料改定が必須となることを確認いたしました。</p> <p>次の6ページをお願いいたします。</p> <p>類似団体との比較になります。基本使用料については、基本水量制を導入しているために2番目に高い水準となっております。また、従量使用料単価と下水道使用料全体については、ともに2番目に低い水準となっております。</p> <p>次の7ページをお願いいたします。</p> <p>第2回目の審議会では、使用料改定の目標と改定率を決定いたしました。国からの要望を満たし、下水道事業が安定的に事業を継続していくためには、使用料単価立米当たり150円、経費回収率100%を目標に使用料改定を行う必要があります。</p> <p>次の8ページをお願いいたします。</p> <p>みよし市では、汚水処理費を使用料収入で賄えていないため、まずは汚水処理費を使用料収入で賄うこと、つまり経費回収率100%を目指すことを優先するため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした資産維持費については、今回の使用料算定のための原価に含めないことといたします。</p> <p>次の9ページをお願いいたします。</p> <p>使用料単価立米当たり150円、経費回収率100%を達成するためには、全体として37%の改定が必要となります。表は、県内自治体の近年の改定例ですが、段階的な改定となっております。</p> <p>次の10ページをお願いいたします。</p> <p>使用料の改定は、令和7年度と令和12年度の2回に分けて実施する改定案4を採用することに決まりました。</p> <p>次の11ページをお願いいたします。</p> <p>第3回目の審議会では、使用料体系を決定いたしました。使用料対象経費を需要家費</p>

	<p>と変動費、固定費に分解し、基本使用料と従量使用料、それぞれで徴収すべき金額を算出いたしました。固定費は、下水道使用料算定の基本的な考え方の配賦基準の例示に従い、基本使用料と従量使用料を3対7で配賦いたしました。令和4年度実績では、基本使用料と従量使用料ともに徴収不足が発生しております。</p> <p>次の12ページをお願いいたします。</p> <p>使用料算定期間である令和7年度から令和11年度までにおける使用料対象経費から、基本使用料と従量使用料それぞれで徴収すべき金額を算出いたしました。5年間で必要な使用料収入は、基本使用料分が12.2億円、従量使用料分が28.8億円となりました。</p> <p>次の13ページをお願いいたします。</p> <p>使用料算定期間である令和7年度から令和11年度までにおいて、基本使用料で賄うべき12.2億円分の使用料対象経費に対して、必要な基本使用料単価は1,877円であり、現状の基本使用料1,800円では賄えていない状況となります。</p> <p>次の14ページをお願いいたします。</p> <p>今回の審議会では、第1回目の改定分のみについて検討するものとし、第2回目の改定については、第1回目の改定後の状況を見ながら、令和10年度以降に検討するものとしたいたしました。</p> <p>次の15ページをお願いいたします。</p> <p>使用料体系の改定の検討方針についてですが、従量使用料の不足分が大きいことから、使用者に適切に使用分を負担してもらうために、基本水量制を廃止することといたしました。また、使用者数が最も多い31から40㎡の層に配慮し、水量区分を5段階から8段階、あるいは9段階へ変更することといたしました。また、基本使用料1,800円の現状維持案のほか、基本使用料を2か月で100円上げる案も検討することとなりました。</p> <p>次の16ページをお願いいたします。</p> <p>使用料体系案につきましては、検討の結果、基本使用料を引き上げる改定案3を採用することとなりました。</p> <p>次の17ページをお願いいたします。</p> <p>現行の体系と3つの改定案の比較表となります。</p> <p>次の18ページをお願いいたします。</p> <p>3つの改定案のメリット、デメリットの比較表になります。採用された案3のメリットは、最も使用者数が多い31から40㎡の層の負担が小さいこと、各水量区分ごとの改定率の差が一番小さいこと、基本使用料を引き上げるために収入の安定化につながる事が挙げられます。デメリットとしては、30㎡未満の少量使用者の負担が他の案よりも大きくなる事が挙げられます。</p> <p>次の19ページと20ページは、2か月分の料金比較表になりますが、それぞれの括弧内の表示は、19ページが各水量区分ごとに現行料金からの改定率を示しております。20ページは各水量区分ごとに現行料金との金額差を示しております。</p> <p>次の21ページをお願いいたします。</p> <p>本日の審議会の検討事項ですが、本日お配りさせていただきました答申案を検討いただくこととなります。</p> <p>以上で、議事1、これまでの経営審議会の内容について説明を終わります。</p>
村松会長	ありがとうございます。

	<p>今の御説明いただいた内容等々について、何か御意見、御質問があればお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。</p> <p>新しく委員になれた方、よく分からないところもあるかもしれませんが、何か御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>坂田委員さん、お願いします。</p>
坂田委員	<p>参考2のところの20ページのところで、料金体系案がありますが、区分別の立米数、使用料がどういう傾斜になっているのかなというのが、参考までにもし手持ちであれば伺えたらいいなと。</p> <p>というのは、何立方メートルで改定率と改定される対象数がどういう分布のグラフになっているのかなと。説明の中で、30から40m<sup>3</sup>のところは二、三人の世帯が多いということで、その改定率を抑えたという表現だったので、それを確認するためにも、その10m<sup>3</sup>から600、1,000m<sup>3</sup>とある中で、大体の月の使用料というのはどういう分布であって、どこの山を中心に改定をしたのか、どこを抑えたのかというのが見て分かると改定をした狙いがよく分かるなというふうになっちゃったので。</p>
村松会長	<p>いかがですかね。パーセンテージでもいいですし、何かその辺の分布がどうなっているか、数字でもいいかと思えますけど、ちょっと資料出ますか。</p>
坂田委員	<p>もし難しければいいですけど。</p>
一野副主幹	<p>大丈夫です。資料としてはありますので、すぐ刷ってお渡しします。</p>
坂田委員	<p>必要な不足分を、どの使用料の世帯をターゲットに取りに行くかということですよ。なので、それは。</p>
村松会長	<p>それに負担の高いところが何%ぐらいあるのか。</p>
坂田委員	<p>簡単に言うと1人世帯なのか、三、四人世帯なのか、法人なのかという、どこを中心に改定率を上げたのかというのは理解しておいたほうがいいかなということで申し上げます。</p>
村松会長	<p>ここの18ページにもあるんですけど、デメリットのところちょっと記載がありますけれども、少量利用者の負担がほかの案よりも大きくなっているところですかね。ボリュームゾーンの負担がほかの案よりも大きい、31から40m<sup>3</sup>、2人、3人世帯のところ、先ほど坂田委員さん御指摘ありましたけど、もっと全体でもう少し見たいということですね。</p> <p>説明ができれば説明していただいて、ちょっと資料も配付したいと思いますので、よろしくお願いします。資料できましたか？</p> <p>配付していただいて、御説明お願いします。手早いんですね。ありがとうございます。</p>
一野副主幹	<p>今お配りさせていただいたのは、前回第3回の資料の中の調定件数の数ですね。件数としてはボリュームゾーンとして赤いところ、使われている方が一番多いところです。狙いとしては、ここの方の改定率を一番案としては下げたという狙いがあります。あと、資料の19ページを御覧いただきたいんですが、こちらの方にそれぞれの区分の改定率ということで載っております。今おっしゃられたとおり、どこをターゲットにしたわけじゃないんですけど、どうしても下のほうの区分が平均改定率20%に届かないものから、もともと基本水量制を採用しておりましたので、ここはどうしても、どう上げても20%に届かないものから、その部分に対して上のほうの企業様のところに少し20%を超えた改定率が乗ってしまっております。水量が多いところをターゲットにしたわけではないのですが、水量が多いところの改定率は平均よりも高くなっております。ただ、その負担もできる限り少なくしたいなということで、案の中では一番改定率</p>

	<p>の差が小さい3を採用させていただいたと考えております。</p> <p>あとは、基本使用料を100円上げたということによって、下のほうの水量の少ない方の負担、改定率を20%、あるいはちょっと22とかあるんですけど、この辺からも、ターゲットという意味では、この少量の方からもいただくという、金額的には100円ですかね、50円、100円の差ではあるんですけど、ここの改定率を上げて、安定的に収入を得たい、得ようという狙いがありました。</p>
村松会長	いかがでしょうか。
坂田委員	分かりました。
村松会長	<p>ほかに何か御質問、御意見、何でも結構ですけど。今日は12時まで時間がありますので、たっぷりありますので、御意見いただければと思いますけど、よろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>副会長さん、原田先生、お願いします。</p>
原田副会長	<p>今の19ページのところ、ちょっと細かい話で恐縮なんですけど、数字の問題で、体系案3のところ、10㎡のところ、プラス10%ってなっているんですけど、多分11.1だと思っただけなんです。</p> <p>それだけなんですけど、だから、数字が、多分小数点をどう切り上げているかとかによっていろんなところが、何か違和感があるので、そこだけ、もし何か使われるなら直したほうがいいかなということだけなんですけど。なので、特にここは使うと思うので、10㎡のところは、イメージは10%上げたってイメージだと思うんですけど、厳密に言うと11.1%上がっているんで、そこだけはちょっと直して、あとは細かいところの数字を見直していただければと思います。以上です。</p>
村松会長	事務局、よろしいでしょうか。申し訳ないですけども、気づいていただいたので、せっかくだから。
一野副主幹	ありがとうございます。全体的に見直させていただきます。
村松会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事2の答申案について、事務局から説明をいただきたいと思います。皆様方のお手元に答申書案がございますので、それを御覧いただいて。</p>
一野副主幹	<p>本日お配りしました答申案を御覧ください。</p> <p>本日お配りしましたので、まだ全部お読みでないと思われるので、私が解説しながら読み上げさせていただく形を取らせていただきたいと思います。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、1、はじめについてですが、こちらにつきましては下水道事業とみよし市の現状及び諮問を受けてからの答申に至るまでの簡単な経緯を記載させていただきました。読み上げさせていただきます。</p> <p>1、はじめに。下水道は汚水の排除による生活環境の改善や河川などの公共用水域の水質の保全、雨水による浸水の防除などの役割を担い、快適で安心な生活を送る上で欠かせない重要な施設である。</p> <p>本市では、地域性の違いにより異なる3つの事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業）の下、下水道施設の整備を進めてきた。</p> <p>しかしながら、近年、節水機器の普及や節水意識の高まりに起因した水需要の減少により、下水道使用料の増収が見込めない状況にある一方、過去に整備した施設の更新費や老朽化した施設の維持管理費の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増しつつある。</p> <p>さらに、国土交通省より、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも</p>

	<p>かかわらず、使用料単価立米当たり150円未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないことが示された。本市は、現時点でどの条件も満たしていない。今後、広域化事業を実施していく中で、国からの交付金を活用できなければ、下水道事業の経営はますます苦しくなり、一般会計への依存度が増すばかりの状況となってしまう。</p> <p>これらのことから、令和5年10月23日に市長より、下水道事業の健全な経営についての諮問があり、それに対して本審議会では、下水道事業の現状と将来の見通しなどを踏まえ、地方公営企業の経営原則である受益者負担の原則と独立採算制の原則を基にし、経営の安定化を目指して慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申する。</p> <p>1番は以上となります。</p>
村松会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>何かこのところで御指摘すべき点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。もう少し強烈的な文章を入れたほうがいいのか何かありませんか。よろしいですか。</p> <p>このはじめにの表現については特に御意見がないようですので、2の下水道使用料改定の必要性、ここの説明をお願いします。</p>
一野副主幹	<p>続きまして、2、下水道使用料改定の必要性についてですが、第1回と第2回の審議会の内容である、改定が必要であること、改定の目標などについて記載いたしました。</p> <p>読み上げますと、本市の下水道使用料は、平成15年に改定して以来、20年が経過している。現在の下水道使用料単価は立米当たり107.4円であり、国が要請する立米当たり150円を大きく下回っていることから、改善が求められる。</p> <p>公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算の原則が適用される。これまで本市では経費削減に取り組んでおり、特に農業集落排水とコミュニティ・プラントを公共下水道に切り替えることで維持管理費の大幅な削減を目指している。しかしながら、様々な経費削減を実施してもなお、現在の下水道使用料体系では将来にわたって汚水処理費に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計から基準外の繰入金をもらうことで、下水道経営が維持されている状況である。</p> <p>このように、下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均等が問題となっており、市税に依存しないための財源確保が課題である。また、社会資本整備総合交付金の重点配分の要件を満たさなければ、国からの交付金を活用できない状況である。</p> <p>厳しさを増す下水道事業の経営環境を鑑み、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくため、また、国からの交付金を活用するためには、下水道使用料の改定は必要であると考えます。</p> <p>受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費回収率を100%に引き上げ、下水道使用料単価を立米当たり150円にすることを目標とし、そのためには約37%の改定が必要となる。</p> <p>ただし、市民生活や地域経済への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないよう十分に配慮すべきであると考えます。</p> <p>以上が2番となります。</p>
村松会長	<p>この項目についての表現等々、何か御意見、御質問ございますでしょうか。</p>

	原田副会長さん、お願いします。
原田副会長	<p>今の一番下の、1 ページ目の下から 2 段落目ですかね。この下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金ってあるんですけど、この市民がどれぐらいの割合いるのかということと、すごく厳密に言えば、雨水処理みたいなことで、それはその基準外ではないのだと思うのであれですけど、一応、下水道が整備されているから市民は恩恵を受けているという根拠での税金投入は当然あるべきで、そこを除く……。やはりこう言い切ってしまうといいのかなというのが。</p> <p>あとは市民に対しても下水道事業への接続を呼びかけるというのも多分あると思うので、本来、少量の利用者からすごくいっぱい使う人までいる中で、その利用に応じた負担ではなく一括で税金投入しているということを言うべきだと思うので、その恩恵を受けていない市民がどれぐらいいるのかという、そういう人が本当にいるのかということが問題になるかなと思うので、ちょっとここの表現、ちょっとどう、受益とは直接に結びつかない税金ぐらいな言い方でもいいのかなとは思いましたが、いかがでしょうか。</p>
坂田委員	<p>私も同じところ、関連なので。</p> <p>私もこの恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる不均衡が問題となっているという、これ、問題になっているのかって私は思ったんですよ。問題になっていないことを問題って書いたことが、後々答申の中で問題になるというのが 1 個と、前文からの市税を財源とする一般会計から繰り入れることがよくないということが言いたかったと思うんですけども、なぜよくないのかという説明のために、不均衡を理由にしたので、そうじゃないんじゃないのかなというふうに聞いていて思いました。</p> <p>1 回目で聞いてそう感じたので、そこを。</p>
村松会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか。これ、ここの表現、下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金という表現をこれ、どういう意図を持って。具体的にはどういうことを表現されたいんですか。追及しているわけじゃなくて、すみません、何かここの意図は何なのかというのをちょっと。意図は我々が、読み手が理解していればじゃ、ここはどうするかということになると思うので。</p>
一野副主幹	<p>意図としましては、今言われたような意図ではあったんですけど、表現の使い方としてちょっとこのような表現をしてしまったので、ちょっといかがかなって言われるのは、確かに今読んでいて思ったところです。ここは修正したいと思います。</p>
林委員	<p>実際に下水道を整備されていないのはどれぐらいあるの？</p>
村松会長	<p>あるんですよ、実際に。前も委員会のときにもちょっとそのことも事務局として触れていますので。</p>
一野副主幹	<p>水洗化率が 93 か 4 ぐらいですので、パーセントで言えば 5% ぐらいの方が下水にはつながっていないかと思います。ただ、そこを受けて、どこまで不均等かと言われると、そうですね、言い過ぎかもしれません。</p>
村松会長	<p>もうちょっと柔らかくしたほうがいいと思いますけど。</p>
一野副主幹	<p>もう少し柔らかく表現させていただきたいと思います。</p>
村松会長	<p>どうしましょう。これ、お任せいただけますでしょうか。原田先生も副会長ですから、副会長と私と事務局でちょっとどういう表現にするかということで、この後でもいいですし。ここだけでずっと時間を取っているわけにいきませんので。</p>
一野副主幹	<p>ここに関しまして、修正させていただいて、会長と副会長に何らかでお知らせして確</p>

	認していただいて、了解を得たいと思います。
村松会長	別の表現なり、あるいは削除するなり考えていただいて。よろしいでしょうか。
坂田委員	いいんですけど、改定のポイントが、要は受益者負担の考え方を言えば言うほど、これ、言っている一方でこれを言うと、少し隙間ができるというか、ロジックに。ということと、国の交付金も。
村松会長	あまりそこを追及しちゃうと、何なんだということになって、要するに話題がどんどん膨らんでくると、大きな問題になっていきます。
坂田委員	国の交付金すら、その類い、ちょっと香りもするので、それを取ろうとしている一方で、そっちはいいのかみたいな話になるので、ちょっとマイルドにしたほうがいいのかなと思ったので。
村松会長	<p>下水道施設を使ってくださいねとは言いたいんですけども、なかなかそこは下水道施設を使わない人に無理やり使ってくださいというの言えないと思うので、そういう御心配ですよね。分かります。</p> <p>では、これよろしいですか。会長、副会長と事務局でちょっとどういうふうにするか、ここのところ、ちょっと御指摘いただきましたので、原田先生が一番最初に御指摘くださいましたので、よろしいでしょうか、ほかの委員の方々。一応お任せいただいてということでもよろしいでしょうかね。</p> <p>ここでどういう表現にするかどうのこうのってやっていると時間が、12時までございますけれども、どんどん過ぎていきますので、申し訳ありません。この後もちょっとございますので。ありがとうございます、御指摘。</p> <p>それでは、3の下水道料の改定についてということで、事務局から御説明をお願いします。</p>
一野副主幹	<p>続きまして、3、下水道使用料の改定についてですが、第2回と第3回の審議会の内容である必要改定率、改定時期、使用料体系などについて記載いたしました。なお、使用料体系につきましては、審議会では2か月分まで表記しておりましたが、条例では1か月分となっておりますので、条例に合わせた形でこちらの表は表現させていただいております。</p> <p>読み上げますと、</p> <p>1、改定時期。国が求める水準である使用料単価立米当たり150円を早期に達成することが必要であるが、使用者に急激な負担増が生じないよう配慮が必要であることから、令和7年度及び令和12年度の2段階で改定することが適当である。</p> <p>2、使用料算定期間。1回目を令和7年度から令和11年度までの5年間、2回目を令和12年度から令和16年度までの5年間とする。</p> <p>3、平均改定率。1回目を20%、2回目を17%（初回改定前比）とする。ただし、2回目に関しては、1回目の改定後の状況を踏まえ、使用料単価を立米当たり150円、経費回収率100%を達成するために不足する分の改定とする。</p> <p>4、資産維持費。本市では、汚水処理費を使用料収入で賄っていない状況であるため、まずは汚水処理費を使用料収入で賄うことを優先するものとする。そのため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした資産維持費については、今回は使用料算定のための原価に含めないこととする。</p> <p>5、使用料体系（1回目の改定）。</p> <p>1、基本使用料と従量使用料の割合。下水道事業は、施設整備にかかる投資費用が大きく、固定費の割合は極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は</p>

	<p>固定費であり、基本使用料によりこの費用を賄うことが可能であれば、使用水量の減少に対しても安定的な事業継続が可能となる。</p> <p>今後の使用水量の推移や老朽化対策などを踏まえると、基本使用料の割合を高めることが適当である。一方で、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になることから、公益社団法人日本下水道協会が発行する下水道使用料算定の基本的な考え方の配賦基準の例示に従い、固定費を基本使用料と従量使用料に3対7で配賦する。</p> <p>2、基本水量の設定。これまでの使用料体系では、1か月当たり10m<sup>3</sup>の基本水量を設定しているが、従量使用料の不足分が大きいことから、使用者に適切に使用分を負担してもらうためにも基本水量を廃止することが妥当である。</p> <p>3、従量使用料の区分の設定。これまでの使用料体系では、1か月当たり10m<sup>3</sup>の基本水量を超過した使用水量から超過料として、使用水量に応じた5段階の水量区分を設定しているが、基本水量制廃止に伴い、1m<sup>3</sup>から従量使用料を設定するとともに、使用者数が最も多い2か月当たり31から40m<sup>3</sup>の層と使用水量が多い層に考慮し、水量区分を9段階へ変更することが妥当である。</p> <p>4、基本使用料の設定。これまでの使用料体系では、基本使用料は2か月当たり1,800円であるが、これでは必要な基本使用料の収入分を賄うことができない状況であるため、基本使用料を理論値1,877円の切上げに当たる2か月当たり1,900円に引き上げることが妥当である。</p> <p>5、従量使用料の設定。使用者数が最も多い2か月当たり31から40m<sup>3</sup>の層にかかる負担に配慮しつつ、各水量区分間の改定率の差が最も小さくなる体系を採用した。次に載せてあるのは、下水道使用料の1か月分の料金表になります。</p> <p>6、使用料体系（2回目改定）。令和12年度の改定に向けた使用料体系の見直しについては、令和10年度以降に検討するものとする。</p> <p>以上となります。</p>
村松会長	<p>ただいま御説明していただいた内容について、使用料改定について、御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。何かあれば伺いたいと思うんですけども、よろしいですか？何かありますか。</p>
原田副会長	<p>毎回すみません。</p> <p>この答申案としてということではないかもしれませんが、(4)の資産維持費のところなんですけど、今回の使用料算定のための原価に含めないこととするというのは議論の前提としてはそうだということだと思うんですけど、じゃ、これどうするのというのは多分、その経営の安定とか安定的な供給のためには避けて通れないと思うので、この点はいつどこで議論するのかということは、ここに入れるかどうかは別として、市のお考えはどこにあるんだというのは何かあるんですけど。</p> <p>これに含めず今後の議論にしますなのか、結局、それが経費回収100になったとしてもこれは出てこないよって話ですよ。そうすると、それをどうするのというのは、結局また出てくるんじゃないということになると思うので、この書き方だとそこは何かちょっと気になる、議会とかは気になるかなと思ったんですけど、どうでしょう。</p>
一野副主幹	<p>決定事項ではないんですけど、考えとしましては、今回の2回の改定には含めない、150円が達成した以後は検討したいなと考えております。その点につきまして、入れるかどうかは検討したんですけど、結局は入れませんでした。</p> <p>入れた方がいいという御意見をいただきましたので、附帯意見の方に今後検討してく</p>

	<p>ださいと、審議会の方から意見をつけたいと思います。</p> <p>市としても、次の12年度の改定までは含めない予定ですけど、12年度の改定で150円を達成する予定であり、それ以降、5年に1回は必ず見直しを行なわなければいけないものですから、国の方針もどうなるか分からないですけど、それ以降の検討事項に含めていきたい。</p> <p>含めるとなると、当然この150円超えてくることになるんですけど、含めるか含めないかについて、この審議会の方で議論して、入れていくか、入れていかないかを決めたいと考えております。今回は事務局主導で入れないという形を取らせていただいたんですけど、今後は150円を超えてそれをもらっていくか、もらっていないかも含めた議論はしたいと思っております。</p>
原田副会長	<p>実質的にはこれ一般会計でやるということになるんですか、資産維持費にかかる部分は。足りない分はどかんと一般会計……。そういうことですよ。</p>
村松会長	<p>基本的にはそう。</p>
一野副主幹	<p>今ですと、そうなるかなと思うんですけど、分流式の負担金の話も絡んでいて、ただ単に150円を超えただけでは、収入は上がるんですけど、その分負担金が減ります。正直なところ、意味のない増収になってしまうので、その辺、上げた分を減らさずに分流式をもらっていくかどうか、そういう考え方も今後、その150円に到達して以降は考えなければいけないものですから、その辺りはまた5年後以降、次々回ですかね、12年以降の検討課題として考えていきたいと思っておりますので、資産維持費に関しましては今後検討してくださいという、附帯意見をつけたいなと思っております。</p>
村松会長	<p>よろしいですか、附帯意見ということで。ほかにございますでしょうか。</p> <p>丸地委員さん、お願いします。</p>
丸地委員	<p>(5)の③、④、⑤ですね、2ページから3ページにかけてのところ。形式的なお話にはなるんですが、文章の中に1か月当たりとか、2か月当たりとかというものがあるのか。⑤の下のところ、下水道使用料は1か月につきということで、この辺、もし可能であれば、何か統一するもしくは補足するとか、そういったものも1つの案かなとは思いました。これは必ずしも直していただきたいとか、そういうわけではないんですが、この辺は、皆さん、ほかの委員の方の御意見も伺えたらと思っております。</p>
村松会長	<p>表現はできるだけ統一したほうがいいと思うんですけども。よろしいですかね、事務局として。</p>
一野副主幹	<p>ここは、審議会の中では2か月当たりで表現させていただいたところですが、条例に載っている表が1か月ですので、それに合わせて表記しました。4番だけが2か月になっていますが、ここも1か月に直してもいいかなと思ったんですけど、この理論値の1,877円を2で割ると微妙かと思ひ、ここだけ2か月としました。</p>
村松会長	<p>2か月分頂いていますから、どうしてもやっぱり、徴収が2か月分を徴収しますね、1回。</p>
一野副主幹	<p>ただ、言われるとおりであり、あと、水量が31から40を半分に割るかというところもあります。全部2か月に統一するものありだと思ひます。答申ですので、別に条例に合わせなくてもいいと言えいいかなと思ひます。</p>
村松会長	<p>できるだけ分かりやすい答申がいいと思うので、読んですーっと、住民の方が理解できるというか、入ってくるというか、住民の方が答申を御覧になるかどうか分かりませんが、市長に対する答申ですので。</p>
一野副主幹	<p>分かりやすい答申ということで、2か月当りに戻します。</p>

村松会長	どうでしょうか。2か月当りに戻しますか。
一野副主幹	2か月当りに戻したいと思いますが、どうですか。
村松会長	その方がいいですか。
丸地委員	はい。
村松会長	そのように表現を。表現だけですから、内容じゃありませんので。
一野副主幹	表現と表については2か月当りの料金と水量に統一させていただきます。
村松会長	じゃ、お願いします、それで。ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、4の附帯意見、これの説明をお願いします。
一野副主幹	<p>4、附帯意見です。審議会が出た意見や増収、あと経費削減に対する審議会からの市への意見を記載させていただきました。</p> <p>1、下水道使用料の改定に当たり、市民に十分に理解していただくために、改定の趣旨や内容などについて効果的な周知や広報活動に努めること。</p> <p>2、下水道使用料については、経営戦略に基づき、5年に1回の頻度で見直しを図ること。</p> <p>3、生活環境や水環境の保全における下水道の重要性について周知することや個別訪問することで接続を促進し、増収に努めること。</p> <p>4、農業集落排水とコミュニティ・プラントの公共下水道への接続を早期に達成することやより一層の経営効率化を図ることで経費削減に努めること。</p> <p>5、使用料の改定により使用者の負担が増えるが、特に低所得者層に対しては必要に応じて福祉分野などで負担軽減の施策を検討することを望む。</p> <p>6として、資産維持費のことをつけさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
村松会長	よろしいでしょうか。皆様方の御意見があったものですから、附帯意見として記載してございますけれども、何かほか意見があれば、よろしいですか。
坂田委員	附帯意見なのか、おわりになのかちょっと分かりませんが、ざっと聞いていて、ちょっと耳についたが(3)ですかね。(3)が、要は答申として増収してほしいということを行っているわけで、たくさん水を使って、下水に流してくださいというふうにも取れるなど。そういう意図でないことはよく理解しているんですけども、後になってこれを、ここを見たときに、値上げします、増収に努めること、値上げをよしとします、あるいは下水の使用量、水量をどんどん流せば増収になるので、そういうふうな変なつき方をされないように。
村松会長	そこだけ取り上げると。
坂田委員	切り取りされやすいので。
村松会長	よくあるのは記者会見でそこだけ取り上げられて、わいわい騒がれるというのがあるとは思いますが。
坂田委員	<p>というのがちょっと気になったというので、要は市としては、使用量を——使用量というのは量のほうね、お金じゃなくて——を減らしたいと思っているのか、減らしてもらっちゃ困ると思っているのかって聞かれたときにどちらですか、どう答えますか。そこははっきりしておいたほうがいいと思うんですよ。</p> <p>一般的に市民的な目線で言えば、節水とか使用量を減らしましょうという方に市は向かってほしいと思っているわけで、という言い方になると思うので、それと矛盾した言い方にならないように少し配慮いただけるとよろしいのではないかと。そういうふうにとちょっと、どっちなのかなと。</p>
村松会長	文章、何か表現を入れた方がいいですかね。

舟橋次長	増収に努めることというところをやめて、接続を促進することだとか、そんなような表現にさせてもらって、下水の接続については推進していくという立場が市の立場です。
坂田委員	それは生活環境とかインフラ整備のことだと思うんですよ。
舟橋次長	そうですね、そちらの方で接続を促進していくことというような表現にさせていただきます。
坂田委員	事業の安定運営に努めること、つなげていきたいとかという言い方でいいのかなと思うんですけど。終わりにも関わってくるんですが、すみません、先言っちゃって申し訳ないんですけど。料金の価格、単価の話を中心とした答申になっているんですけど、せめて終わりぐらいのときに、その使用料に対するコメントというか、見解、量の見解というのを入れるべきか入れざるべきかというのを少し委ねますけれども、値段の話だけじゃなくて。
村松会長	<p>御指摘のように、SDGs運動をやっていますから、当然それはやっぱり地球環境って観点でいったら、日本はもう水が豊富で、水道をひねれば水が出ます。それ、飲めます。こんな国ありません。スイスはありますね、スイス、カナダの一部もあります。私が行ったスコットランドの島でも一部ありますけれども、その水が飲めるというのはありますけれども、こんな国はないですよ。</p> <p>世界的にも水がこれから不足していきますから、中国なんかはどんどん日本の土地を買っていますけれども、あの狙いは、1つは自衛隊の土地に隣接した土地を得て自衛隊の動きを察知するのと同時に、もう一つは水脈を買っていますから。これ、私のですよって言って持っていかれたら終わりですよ、これ。そういう指摘がほとんどない。</p> <p>我々、日本人は水に対しては、そんなに頓着していませんよ、いつでも水道で飲めますから。もちろん、最近ミネラルウォーターしか飲まないって人もいますけれども、日本の水道技術は物すごい優秀ですから、どんどんどんどん使ってもいいと思うんですけども、SDGsという地球環境ということ言えば、節水をするということはやっぱり必要になってきますから、そんなところでちょっと突っ込まれないように、市民の方が実際、これを読まれる方、中にはありますから、今坂田委員さんが御指摘していただいたように、経営の安定に努めるとか、何かそういう表現にしたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>すみません、何か語気を強めてしまって、日本は恵まれていますよ、本当に。水道をひねれば水が飲めるんですから、これは木曾の水ですけどね、これもおいしいですよ。どうぞ飲んでください、水を。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしいですか。</p>
原田副会長	<p>今のところも確かに増収に努めるというのがどうかというのは当然あるんですけど、接続を促進する目的は、経営の安定もそうですけれども、環境の保全とか下水道のまさに重要性なので、先ほど事務局からあったように接続を促進するでいいんじゃないかなというのは、個人的には。つまり、そこと経営の安定をあまり結びつけなくていいかなという気がちょっと。当然そうしてくれればいいよねって話だとは思いますが、そこはいいかなというのと。</p> <p>(5)で、これ、以前にもちょっとお話ししたんですけど、もちろん低所得者に対して福祉で何かやったほうがいいよねって、当然そうなんですけど、あとは大口需要家に対しても、今回のこの施策にちゃんと理解を得るということも市として大事じゃないかというのは、経済環境みたいなことも多分最初のほうに書いてあったかなと思うので、</p>

	<p>ここ、市として下水道料金、水道料金も含めてになるんですけど、上がって行って、大口需要家の経済活動に影響を与えるということは、やっぱりその市の経済全体で考えるとよくないということなので、もちろん低所得者はそうなんですけど、大口需要家にもちゃんと理解を得るといことは、改定に当たって市の努力すべきことじゃないかというのが、これは私の意見なので、この委員会としての附帯意見で出すかどうかはあるんですけど、私としてはそこはちゃんと書く、市のやるべきことの1つとして書いていただきたいというのが私の意見です。それは、書くかどうかはまた、ここで議論していただければと思います、審議会として。</p>
村松会長	<p>(1) のところで、それにちょっと加えるような形で、大口事業者とか、何か。事業者も市民の1人というか、企業は市民であるという、そういう枠の考え方もありますから。</p>
原田副会長	<p>やっぱり大きなところに対して説明に行くというのは割と、あの後、ちょっと聞くとかやっぱりいろいろやっているという話を聞くので、やっぱりそこは地道に足を運んでコミュニケーションを図るといことは必要かなということなんですけどね。</p>
村松会長	<p>これ、丸地委員さんも御指摘いただいたんじゃないですかね。大口事業者について配慮ということで、そういうこともありましたけど、ここの市民というところに、あるいは市民及び各方面へとか、何か企業にと大口事業者にと、大口使用者にといのはちょっとあれですけど、どうですか、何か一文入れましょうか。ちょっといいですかね。それでよろしいですか。</p>
原田副会長	<p>そうですね。市民に事業者を含むぐらい何か表現にしてください。</p>
村松会長	<p>市民及び事業者。企業だけじゃないですよ、営利目的しないところもありますから、いろんな施設がありますし、何かここ、入れますか。どういうふうに入れたいですかね。ちょっと何か御意見あれば。</p>
舟橋次長	<p>市民及び事業者というような言い方でどうかなと思うんですけど。</p>
村松会長	<p>じゃ、事業者。事業者になれば、営利も非営利も入りますから、そうしましょうか。じゃ、市民及び事業者に十分に理解していただきたい、そういうふうにしたいと思いません。よろしいでしょうか。ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。附帯意見、そのようにさせていただきます。 どうぞ、岡本さん。</p>
岡本委員	<p>また元に戻るようなんですけど、3番目の接続を促進し、増収に努めることを個別訪問するというのにすごく引かかるんですけど、郵便でお手紙で知らせるとか何かのほうで、主婦としてはどうなのでしょうと思います。</p>
村松会長	<p>これは従来どういうふうにしていました？ どういう活動？ 個別訪問してました？ つなげてくださいぐらい？</p>
一野副主幹	<p>そうですね、郵送で送らせていただいて、個別にも訪問してお願いには上がっているところではあるんですけど。</p>
村松会長	<p>基本的に文書でお願いをして、やっぱり個別訪問をされているということで、やっぱり実際にフェイス・ツー・フェイスで、まず御事情をお伺いしなきゃいけないので、なぜ接続していないかという事情もありますよね。ただ嫌だということだけじゃなくて、お金がもったいないだけじゃなくていろんな事情があると思いますので、うちはこれでいいんだという。</p>
岡本委員	<p>もしうちへ見えて説明されても、ああ、そうですかというか何か。</p>
村松会長	<p>聞き流す人も多いと思いますよ、当然それは。</p>

岡本委員	ちょっと反発しそうな気がしますね。えーっ、何でみたいなの、また根掘り葉掘り聞くような。困るようなこと、ありませんかね。
村松会長	いや、だから、反発はあります、過去に。ありますから、個別訪問されて、職員、多分市の職員が個別訪問されていると思いますけど、それについて、来るんじゃないよとか、何で毎日来るんだよって、毎日行かないと思いますけど、基本的に。何か問題ありました？ 特に問題ないです？ 個別訪問。
一野副主幹	個別訪問をして問題になったことはないんですけど、ただ、表現が嫌だなと言われるなら、抜く、別に周知することで接続を促進するだけでもいいかと。
村松会長	個別訪問というのは、どうすればいい。何かありますか。
原田副会長	あれじゃないですか、審議会なので、市の具体的なやり口にまで口出す必要ないとする、市の方が実質書いているから、これ、やるよって話になるんですけど、やり方は多分ここに書く必要はなくて、先ほどの話も、郵送して、例えば直接対面したほうがいいなという判断があれば、個別訪問は市が判断するので、こちらとして、個別訪問してくださいもしないでくださいも、ここの審議会としての話ではなくて、あくまでも接続を促していくことは、やっぱり下水道というのは環境問題というか、その衛生面の問題がやっぱりあるので、そこに対して市は周知をして理解を得る努力はしてくださいねということはやっぱり必要だと思うんですけど、そこに個別訪問を求めるところまで審議会として求めるかという、それは確かに必要はないんじゃないかなとは思いますが。この答申を受けて市がどうするかはもう。
村松会長	恐らく市がちょっと個別訪問、過去にされていると思うので、それを多分活動としてやられると思うんですけども、これを特に一野さん、いかがですか。
一野副主幹	個別訪問を抜きます。抜いても別に表現として問題ないと思いますので。
原田副会長	あとは今のような御意見があったことは市の内部で共有していただいて、この答申とは別のところで個別訪問に対する市民の御意見ということで、何らか共有していただくことでいいかなとは。
村松会長	過去に個別訪問された人は、またこれ、書いてあるわって言って、もう来なくてええわとかお怒りになる可能性もなきにしもあらずで、どうしますか。次長さん、どうしますか。
舟橋次長	これは除かせていただきます。
村松会長	今までこれ多分やっていたと思うんです。
舟橋次長	実際やっていることを書いてしまったということです。
坂田委員	共有、今、副会長がおっしゃったように、これは委員会としては、別に個別訪問はしてくれてもいいし、しなくてもそれは市に判断を委ねる話で、個別訪問に反対しているわけではない。反対だから抜いたというふうに言われちゃうと困るので、別にすればいいと私は個人で思うし。
舟橋次長	この表現の中から抜かせていただく。
坂田委員	それだけのことでということにしておかないと。
村松会長	それはもう日常的に、いろんな活動の中で、いろんな課とか係がやっていますから、市民とやっぱり対面するということはどうしても、個別対面にするということはどうしても必要ですから、市民の方々にいろんな意味で説得しなきゃいけないという場面もありますので、もちろんそれは追い返されるとか、そういうつらい面もあると思いますけれども、私、外部評価委員もやっているんですけども、要するに歳入の促進をということで、やっぱり税金を払っていない人もいますから、そういう人にどういうふうに呼

	<p>びかけるかというのをやっぱり、一般職員の方が行っているわけですよ。聞かない場合は、係長が行ったり、課長が行ったり、市長は行かないと思いますけれども、次長さんなんかやっぱりちょっと行かなきゃいけないという、そういう滞納が物すごい、巨額の滞納もありますから、そういうのもありますし。市営住宅なんかもありますから、市営住宅で家賃を払わないという人も結構いるみたいで、最近大分少なくなっているみたいで、かなりそれ、ドライブかけてやっていただいたので、相当少なくなっているということなんですけれども、そういう事例もありますから、当然市の職員として個別訪問する場合もございますので、それは本当に御苦労さまという、ここの表現はちょっと抜いていただくということでもよろしいですかね。今、次長さんも言われましたので、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>じゃ、おわりにのところで一応説明していただいて、お願いします。</p>
一野副主幹	<p>5、おわりに、についてですが、結びの言葉として記載させていただきました。</p> <p>本審議会では、下水道事業の健全な経営について市長からの諮問を受け、下水道事業の経営安定化のため、下水道使用料の改定について慎重に審議を重ね、結論を出すに至った。下水道事業の経営状況について純粋に審議した本答申書は、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示したものになったと考える。</p> <p>使用料の改定は、使用者の負担が増えることから、使用者である市民や事業所の理解と協力を得ながら行うことが重要である。そして、一般会計に過度に依存することなく、また、将来の利用者に負担を押しつけることなく事業を推進することを期待する。</p> <p>下水道事業は、市民生活を支える重要な社会資本であることは周知のとおりである。公営企業として、不断の経営努力を行い、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、独立採算制の原則の下、自立した経営を行っていくことを希望する。</p> <p>以上となります。</p>
村松会長	<p>ここの表現等で何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>全体としての流れといいますか、そういうのがありますし、皆様方に御意見いただいた部分については少し手直しをしていきたい。この手直しについても、原田副会長さんと私と事務局で、意見交換しながらまとめていきたいと思いますが、よろしいですかね、それで。出来上がったものを答申書として、市長様に答申するという形を取りたいと思います。会長の私が代表して、委員の皆さんを代表してお渡しするというところでございます。</p>
坂田委員	<p>最後のおわりにのところだけ、1個だけ。</p> <p>将来の利用者に負担を押しつけることなくというこの表現だけ、もう押しつけるという言葉だけは主観的な言い方、表現になっているのでちょっと表現を変えたほうがいいと。要は負担はしてもらうんですよ、必ず今も将来も。なので、適正な負担であるべきだけなので、これ読むと勝手に適正なのに押しつけられたというふうに言う人は、押しつけないと言ったじゃないかというようなことを言われるといけないので、ちょっと何かうまい言い方をもう少ししたほうがいいかなというのをお伝えしておきます。</p>
舟橋次長	<p>少し考えます。ありがとうございます。</p>
村松会長	<p>ここの表現も変えさせていただきたいと思います。どうぞ、この際、全部言ってください。</p>
原田副会長	<p>ちょっと言うか迷ったんですけど、純粋に審議したって、この純粋にの意図がちょっと</p>

	とよく分からなかったんですが、3行目のところなんですけど、おわりに。経営状況について純粋に審議したという、この純粋には何を言わんとしてつけられたのかなというのがちょっと。
村松会長	皆さん方純粋ですから、何の指針もないし、怪しい心もありませんから。
原田副会長	そういうことを言いたかったんですかね。
村松会長	そうですね。中間的な立場でということだと思いますけど。
原田副会長	ならいいです。すみません、ちょっと気になっただけなので。あってもなくてもどちらでも。
村松会長	どうしますか。純粋はあまりあれですかね。だから、じゃ、下心あってって書くわけにいかないですよ。
舟橋次長	ここの表現もまた御相談させていただきたいと思います。
村松会長	これ、僕いいと思います。皆、純粋な心を持った方が、委員の方々が御意見いただいて。
坂田委員	私は削除でいいと思いますけど。
村松会長	削除でいいですか。
坂田委員	純粋には要らないと思います。
村松会長	<p>そうですか。ちょっと詩的な表現が必要かなと思いつつ、小山市長さんも本当に純粋な方ですから、純粋に対しては純粋に応えると思いますので、私も何回かお話しさせていただいたことがあるんですけど。</p> <p>じゃ、経営状況について多方面からにしますか。まあ、いいですかね。純粋を削除ということで、これもよろしいですかね。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。全体でお気づきの点がございましたら、今お聞きしたほうがいいのかと思いますけれども。</p> <p>これ、本当に事務局がまとめてくださって、いろんな資料なんかも分かりやすく作っていただいて、相当負担をおかけしたと思いますけど、まさかサービス残業はしていないですよ。</p>
一野副主幹	大丈夫です。
村松会長	<p>サービス残業していないですね、それだけやめてください。日本を滅ぼすのはサービス残業です。日本人は働き過ぎですね。</p> <p>ちょっと最後なんですけど、私、スペインに行きまして、2週間行ってきましたけど、スペインは景気がいいですね。ヨーロッパの中でGDPの伸びが2.6%、フランスが0.9%です。スペイン人は働かない、シエスタで働かないと言われてはいますが、さすが場所によってでありますけど、私、北のほうのバスクに行きまして、バスクは美食の地域って言われてはいますが、セバスチャンとかいろいろあるんですが、おいしいものがいっぱいあるんですよ。そこで人の心もすごく純粋で、困った人を助けてくれるというか、私もちょっと道が分からなくて地図を見ていたら、案内しますよって、英語で、私、スペイン語はできないので、案内しますよと案内していただいたりしました。</p> <p>こうなると、ドイツにも抜かれて、これ韓国にも抜かれるということになります。それはひとえに、やっぱり人を使うということはコストがかかるわけですから、これ賃金改定も進んでいきます、日本も。それから、定額給付ですか、これ給付じゃないです、還付ですよ、これ。税金を戻してもらっただけですから、還付してもらっただけでしょう。払った税金を戻してもらっただけでしょう。これを給付したというふうに、何か給与明細に書けとかという、これ面倒くさいことになっているんですけども、そういうことばか</p>

	<p>りで、ちょっと国全体というのはどうなるかというのは、私もよわい75歳ですから、後期高齢者になってきていますけれども、格好だけは若いですよ、格好だけは若いですが、格好だけです。2週間も行くと本当に体力がないと思うので、もう少し鍛えなきゃいけないなと思いつつも、なかなか日本の将来を危惧している1人でございます。日本の置かれている状況をあんまり理解していません。日本が一番いいと思っている、日本人は。一番優秀だと思っている。違います、もうどんどん抜かれますから。そういう意味での国際競争力の意識のなさ、これは非常に残念なことだというふうに思っています。</p> <p>最後、私の話で終わってしまい、申し訳ないですけども、ちょっとその辺のところを、やっぱり働き方改革をやっているけれども、働き方改革になっていない、本当に国民が幸せとを感じるかどうかというのは、幸せとを感じる人は高度経済成長期も含めて、バブルの頃は80%、90%。今、60%台でしょう。これ意識だけですだからね、本当に生活力があって生活が安定しているかといったらそうでもないわけですよ。これからどんどんどんどん国民の生活の程度は落ちていくという、これを維持するということが大事になってきます。困った市民をやっぱりきちっと救済していくということが、みよし市にとって重要なことであるし、私も行革なんかもさせていただきますけれども、いつも言いますが、やっぱり市民目線でもって見ていかなきゃいけない、いろいろ、市民目線でもって施策を行っていかなきゃいけないということですね。それはやっぱり職員の力量を育てていかなきゃいけないし、職員がやる気がなくなったらもう終わりですから、職員のやる気を引き出していくということが必要になってくるというふうに思っています。</p> <p>ちょっと会長としてちょっと一言申し上げたわけですけども、何か御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ事務局にお返して、あと残り17分ありますから、お願いします。</p>
石川専門監	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に事務局から連絡をさせていただきます。</p>
一野副主幹	<p>市長への答申は6月25日の火曜日、午後1時からを予定しております。都合により会長のみの出席でお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
村松会長	<p>私も定年退職して毎日が日曜日ですから、暇ですからいつでも来ますので。何かありましたら事務局のほうにお知らせいただいて、御意見ございましたら、その意見にのっとり答申も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の皆さん、本当にありがとうございました。委員の先生方もありがとうございました。</p>
石川専門監	<p>それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回みよし市下水道事業経営審議会を閉会いたします。これまで長期間にわたりまして、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p>
村松会長	<p>起立、礼しなくてもいいですか。</p>
石川専門監	<p>じゃ、皆さん、御起立いただいて。</p>
村松会長	<p>お互いに礼をしたほうがいいかなと思いますが。これが日本の美德ですから。こういうところは日本がいいと思います。</p>
石川専門監	<p>それでは、一同、礼。ありがとうございました。</p>
閉会	